

里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱 検討比較

自治体名	斜里町（素案）	芽室町議会	横須賀市	備 考
例規名	斜里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱（案）	芽室町委員会開催要項	横須賀市議会オンラインを活用した委員会開催要綱	
趣旨・目的	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、斜里町議会委員会条例（以下「条例」という。）第11条の2に規定する、オンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、芽室町議会委員会条例（以下「条例」という。）第13条の2に規定する、オンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号。以下「条例」という。）第8条の2第2項及び第16条第3項に規定するオンラインを活用した委員会の開催方法、表決その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>☞委員会条例におけるオンライン委員会を開催する趣旨、及び運営に関して必要となる事項を明確にする。</p>
開催の判断	<p>（オンライン委員会の開催）</p> <p>第2条 条例第11条の2に規定する「適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に認められるとき」の認定については、副委員長の見解を聞き、委員長が行うものとする。</p> <p>2 委員長は前項の規定により、オンライン委員会の開催を決定した時は所属委員に対し、その旨を通知する。</p>	<p>（オンライン委員会の開催）</p> <p>第2条 条例第13条の2に規定する「委員会の開催場所への参集が困難と判断される時」の認定については、副委員長の見解を聞き、委員長が行うものとする。</p>	<p>（オンラインを活用した委員会の開催）</p> <p>第2条 条例第8条の2に規定する「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」の認定については、副委員長及び議会運営委員会（緊急を要する場合にあっては、副委員長及び議長）の見解を聞き、委員長が行うものとする。</p>	<p>☞委員会をオンラインで開催するための判断として、委員長のみの判断とせず副委員長の意見を聞いたうえで決定することとして、2決定した事項は委員にも周知することを規定する。</p>
参加の届出	<p>（オンライン委員会への出席）</p> <p>第3条 オンライン委員会にオンラインを利用して出席する委員は、委員会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の午後3時までに、オンライン委員会出席申請書（第1号様式）を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第1号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。</p> <p>なお、委員全員がオンラインによる場合は除くものとする。</p>	<p>（オンライン委員会への参加）</p> <p>第3条 オンライン委員会にオンラインにより参加を希望する委員は、委員会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに、オンライン出席申請書（第1号様式）を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第1号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。</p>		<p>☞一堂に参集する委員会に出席できない委員がいる場合、オンラインで出席する委員は委員会開催前に申請書を提出することを規定する。</p> <p>なお、全ての委員がオンラインによる場合は申請の必要が無いことを規定する。</p>
任務分担	<p>（オンライン委員会の運営）</p> <p>第4条 オンライン委員会は、最適なオンライン会議システムを使用するものとする。</p> <p>2 オンラインにより委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、あらかじめ必要なオンライン会議システムを使用するために必要なアカウント等の取得を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。</p>	<p>（オンライン委員会の運営）</p> <p>第4条 オンライン委員会は、最適なオンライン会議システムを使用するものとする。</p> <p>2 オンラインにより委員会へ参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、あらかじめ前項のオンライン会議システムを使用するために必要なアカウント等の取得を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。</p>		<p>☞オンラインで委員会を開催する際に、必要となるアカウント等の取得や通信環境などについて規定する。</p> <p>2委員は必要となる手立てを行なうこととし、委員会の妨げとなるような事案にならないことを規定する。</p>

斜里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱 検討比較

	<p>3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが困難となったオンライン委員は、途中退席したものとみなす。</p> <p>4 前項により途中退席となったオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。</p> <p>5 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。</p>	<p>3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが困難となったオンライン委員は、途中退席したものとみなす。</p> <p>4 前項により途中退席となったオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。</p> <p>5 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。</p>		<p>3.4 また、通信環境の悪化等により相互通信ができなくなった場合や、その後、回復した場合の規定などを明確にしておく。</p> <p>5 実際に運用する場合はZoomが予想されるため。ホストは事務局になるため、これを規定する。</p>
<p>表決</p>	<p>(オンライン委員会における表決)</p> <p>第5条 オンライン委員会においては、議件に対する表決は行わないものとする。</p> <p>第5条 委員長は、斜里町議会委員会条例(昭和62年条例第11号)第13条の規定により表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を1人1人確認し、可とする委員の多少を確認して可否の結果を宣告する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員長が定める方法によることができる。</p> <p>2 委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができないときは、表決に加わることができない。</p> <p>3 委員長は、通信環境の悪化等により委員が表決に加わることができない状態となったときは、休憩をとる、又はその他のオンラインを活用した方法による表決等、適宜対処するものとする。</p> <p>4 オンライン委員会においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。</p>	<p>(オンライン委員会における表決)</p> <p>第5条 オンライン委員会においては、議件に対する表決は行わないものとする。</p>	<p>(オンラインを活用した委員会における表決の方法等)</p> <p>第3条 委員長は、横須賀市議会委員会規則(平成14年横須賀市議会規則。以下「規則」という。)第32条の規定により表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を1人1人確認し、可とする委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員長が定める方法によることができる。</p> <p>2 規則第33条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決を宣告する。</p> <p>3 委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができないときは、表決に加わることができない。</p> <p>4 委員長は、通信環境の悪化等により委員が表決に加わることができない状態となったときは、休憩をとる、その他のオンラインを活用した方法による表決等、適宜対処するものとする。</p>	<p>※オンライン上での表決を行なうか、行わないか。</p> <p>1) 行わない場合は表決は行わない旨を規定する。</p> <p>2) 行なう場合 確認方法として、委員一人ひとりに委員長がその賛否を確認し、可否の結果を宣告する。 簡易採決を行なうことも当然想定されるが、当町では委員会条例には委員会での簡易採決の規定が無い場合、必要があると認めるときは委員長が定める旨を規定する。 2 映像と音声の状態が悪化し、相互通話が困難になった委員は、評決に加わることができない。 3 通信環境によって表決の確認が難しい場合などの規定を盛り込む 4 オンラインによる委員会では投票による表決は行わないことを規定する。</p>

斜里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱 検討比較

<p>委員長権限</p>	<p>(委員長の権限) 第6条 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン委員に対しても及ぶ。 2 委員長は、オンライン委員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の委員に発言を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。</p>	<p>(委員長の権限) 第6条 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン委員に対しても及ぶ。 2 委員長は、オンライン委員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の委員に発言を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。</p>	<p>(オンラインを活用した委員会における委員長の権限) 第4条 委員長は、委員の質疑(発言)の際に、通信環境の悪化等により質疑が始められない、あるいは質疑が続行できない状態となったときは、次の発言順位の委員に質疑を行わせることとし、その後、委員の通信環境が改善されたときは、委員に改めて質疑を行わせる等適宜対処するものとする。</p>	<p>☞オンライン委員会における委員長権限について規定する。 ※オンラインで行なうことにより想定される事項についての対応について規定しておく。</p>
<p>委員長の参加場所</p>			<p>(オンラインを活用した委員会における委員長等の参加場所) 第5条 委員長及び副委員長は、委員会室等から参加し、委員は、自宅等から参加するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。</p>	<p>☞委員会開催時に円滑な委員会運営の観点から委員長がオンラインでなく、出席する必要性も云われるが、様々な事由により委員長も委員会に出席できないことも想定されるため、あらためての規定は設けない。</p>
<p>オンラインを活用した委員会における委員の責務</p>	<p>(オンラインを活用した委員会における委員の責務等) 第7条 委員は、委員自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないように努め、本人以外の人物の映像や音声が入り込まないようにしなければならない。 2 委員は、委員会開会予定時刻(30分前)には、議会事務局との間で通信環境を確認するものとする。 3 委員は、自宅等で会議に必要な端末、通信環境等(以下「端末等」という。)を用意するものとする。 4 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。</p>		<p>(オンラインを活用した委員会における委員の責務等) 第6条 委員は、委員自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、本人以外の人物の映像や音声が入り込まないように努めなければならない。 2 委員は、委員会開会予定時刻の15分前までに、議会事務局との間で通信環境を確認するものとする。 3 委員は、自宅等で会議に必要な端末、通信環境等(以下「端末等」という。)を用意するものとする。ただし、端末等がない場合は、議会フロアにおいて貸与パソコン及びインターネット環境を利用して参加することができるものとする。 4 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。</p>	<p>☞委員の責務として、オンラインで委員会に出席する場合に必要な事項を規定する。</p>
<p>公開</p>		<p>(委員会の中継及び録画) 第7条 オンライン委員会の中継及び録画は、適宜、委員会室等に設置の議会中継システムまたはオンライン会議システムを使用するとともに、映像と音声でオンラ</p>		<p>☞現時点では設けない。</p>

斜里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱 検討比較

		イン委員及び委員会室等に参集する委員の参加が確認できるよう行うものとする。		
傍聴		(オンライン委員会の傍聴と公開) 第8条 オンライン委員会(委員会室等との混在型を含む)に際しては、次の各号に配慮した傍聴環境を整えるものとする。 (1) 委員会室等における傍聴 (2) 委員会中継(録画中継を含む)における傍聴		⇒現時点では設けない。
準用	(準用規定) 第8条 オンライン委員会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、斜里町議会委員会条例及び斜里町議会会議規則に準ずるものとする。	(準用規定) 第9条 オンライン委員会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、芽室町議会の会議運営に準ずるものとする。	(準用規定) 第7条 この要綱に定めるもののほか、オンラインを活用した委員会に関しては、議会規則の該当の規定を準用する。	
附則	令和4年〇月〇日から施行する。			

参考 【表決の例】

白山市議会

(表決の方法等) 第6条 委員長は、挙手または起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を挙手または起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。 2 委員長は、案件について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。 3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。 4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

豊中市議会

(表決の方法等) 第5条 委員長は、起立等による表決を採ろうとするときは、オンラインにより委員会に出席する委員(以下「オンライン出席委員」という。)の可否を発言と挙手等により、また、委員会室に出席している委員の可否を起立により同時に確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。 2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。 3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。 4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

熊本市議会

(オンライン出席委員の採決) 第10条 オンライン出席委員は、挙手採決に当たって、賛成の意思を表明する場合にあっては、意思が明確に判別できるような挙手の状態で、指先を上にした手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。 2 委員長は、挙手採決の際、映像の送信ができなくなっているオンライン出席委員がある場合は、当該オンライン出席委員に対し、「賛成」又は「反対」を音声で表明するよう促すものとする。 3 オンライン委員会においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。

斜里町議会オンラインを活用した委員会開催要綱 検討比較

河内長野市議会

(オンライン委員会の開会)

第3条 委員長は、[条例第15条の2第1項](#)の規定に基づき必要と認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派幹事長(議会運営委員会にあっては、各委員。以下同じ。)の意見を聴くことができる。

2 委員長は、[前項](#)の規定により決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(オンラインによる出席の申請)

第4条 [前条第2項](#)の規定による通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、別に定める時間までにオンライン出席申請書(別記様式)を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、[前項](#)の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派幹事長の意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長のオンライン出席の取扱い)

第5条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。